

議案第9号

新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営活性化推進住宅条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号を次のように改める。

（1）請書を提出すること。

第10条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第16条第1項中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

第18条第2項中「第14条の各号」を「第14条各号」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

市営活性化推進住宅の入居に際して連帯保証人を不要とする等のため、本案を提出する。